# コーポレートガバナンス

当行では、経営の透明性と健全性を高めるため、執行役員制度を導入して取締役会の機能の分化と強化を図るとともに、次の2つの角度から社外の方々のご意見をいただき、経営に反映させていくことが重要であると考えています。

- 1.経営全般にわたり幅広くアドバイスを受ける
- 2.業務の執行につき、社内の者とは異なる視点で監督を受ける

具体的には、社外取締役に対し、取締役会やその内部委員会において、主として上記2に重点を置いた審議をお願いしているほか、平成13年7月には、新たに上記1の観点から、取締役会長と頭取の諮問機関として「アドバイザリーボード」を設置しました。

## ◎アドバイザリーボードの設置

アドバイザリーボードは、経営上の重要戦略や経営課題、金融 界全体の問題等に関し、経済・政治動向や主要産業・企業の動 向、消費者マインド、社会トレンド等を踏まえて、大所高所からさ まざまなアドバイスを受けるための機関であり、メンバーとして、 次のとおり、企業経営者や経営コンサルタント、学識経験者の 方々にご就任いただいています。

豊田 章一郎氏 (トヨタ自動車株式会社 取締役名誉会長)

熊谷 直彦 氏 (三井物産株式会社 相談役)

川上 哲郎 氏 (住友電気工業株式会社 相談役)

浦上 敏臣 氏(住友生命保険相互会社相談役)

月尾 嘉男 氏 (東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授)

横山 禎徳 氏 (マッキンゼー・アンド・カンパニー 東京支社 ディレクター)

### ■取締役会による業務執行の監督

現行の商法では、取締役会は「経営の重要事項を決定する機能」と「業務の執行を監督する機能」とを担っていますが、当行では特に後者を重視し、執行役員制度を導入して「業務執行機能」の分離を推進する一方、取締役会の議長である取締役会長は執行役員を兼務せず、主として業務執行の監督にあたっています。

また、取締役会の内部に「リスク管理委員会」報酬委員会」および「人事委員会」という3つの委員会を設け、取締役会の機能を補完していますが、それぞれ公認会計士、弁護士である2名の社外取締役には、3委員会すべての委員(報酬委員会については委員長を含む)にご就任いただいており、業務の執行から離れた客観的な立場での審議を可能とする体制の構築に努めています。

各委員会は取締役会の委嘱を受け、以下の事項について審議のうえ、取締役会に報告することとなっています。

#### リスク管理委員会

リスク管理およびコンプライアンスに関する次の事項

- 1.総合的なリスク管理の方針および体制に関する事項
- 2.市場リスク・流動性リスク管理の方針および体制に関する事項
- 3.信用リスク管理の方針および体制に関する事項
- 4.その他経営に重大な影響を与えうる異例な事項 報酬委員会

取締役および執行役員に関する次の事項

- 1.報酬および賞与に関する事項
- 2.ストックオプションの付与に関する事項
- 3.その他報酬に関する重要事項

#### 人事委員会

- 1.取締役候補者の選定に関する事項
- 2.役付取締役の選任および代表取締役の選任に関する事項
- 3.その他取締役の人事に関する重要事項

### 業務執行機能の分離

当行では、取締役会において選任された執行役員が、代表取締役の指示の下に業務を執行しており、平成13年6月末現在、頭取をはじめ65名が執行役員として委任を受けています(うち23名は取締役を兼務)。

業務執行に関する最高意思決定機関である経営会議は、頭取が主宰し、頭取の指名する執行役員によって構成されます。 業務執行上の重要事項等については、経営会議を構成する役員間で協議を行ったうえで、頭取がその採否を決定しています。

また、頭取は、経営会議を構成する役員のなかから、本社部門に属する本店各部および業務部門に属する特定の審査各部の分掌を担当する「担当役員」と、各業務部門を統括する「統括責任役員」とを指名し、経営会議で決定された範囲内の事項について、各々の職務分掌に基づく業務執行を委ねる体制となっています。

執行役員には、株主価値の向上へ向けたインセンティブを強

化する狙いから、ストックオプション制度を導入しています。

なお、ストックオプション制度については、役職員の長期業績 向上へのインセンティブの一環として、支給対象範囲の拡充を 図っており、平成13年6月の定時株主総会では、合計432名の 役職員に付与することが決議されました。

## ●業務監査部門の設置

取締役会が株主利益の観点から業務執行を監督するのとは別に、業務執行体制内においても自ら客観的な監査を実施し、業務執行の適切性を検証すべく、平成13年4月の合併を機に業務監査部門を設置しました。同部門内に、業務監査・事務検査・市場取引監査・システム監査・資産監査の機能を集約するとともに、その位置付けを、各業務部門やコーポレートスタッフ部門、コーポレートサービス部門から独立したものとすることにより、内部監査体制の強化と客観性の確保を図っています。

